平成２２年（フ）第３０９号
埼玉県戸田市上戸田２丁目34番18号　アイハイツ102号室
債務者　山本　米光
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
埼玉県蕨市中央１丁目25番11号　並木ビル
債務者　仲田奈央子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
埼玉県和光市西大和団地１番３号508
債務者　小金澤晶子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
さいたま市大宮区吉敷町２丁目108番地７　森沢マンション301号
債務者　松本　利枝
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
富山市婦中町田島591番地２　ポイントスクエアＥ－３号、前住所富山市婦中町増田81番地50
債務者　中山　幸江
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５号
富山市五福３区４、住民票上の住所富山市向新庄町７丁目16番67―202号　ＬＡ　ＶＩＴＡ
債務者　吉川　友美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９４号
千葉県松戸市野菊野４番地　野菊野団地４棟804号室
債務者　廣部　元伸
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９９号
千葉県柏市大井1915番地12
債務者　田野口聖隆
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２２号
北九州市小倉北区下到津２丁目３番15―501号
債務者　田上　美子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３６８号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊５丁目３番１号
債務者　田中かおり
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７１号
北九州市若松区青葉台南２丁目16番７号　ヴァンヴェール青葉台ⅡＡ―101
債務者　木嶋　明子（旧姓西坂）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７号
青森県黒石市大字黒石字建石31番地13
債務者　今井智恵子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１００５号
横浜市泉区岡津町2601番地12
債務者　遠田　絵美（旧姓門馬）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１４号
横浜市港北区日吉本町６丁目19番８号
債務者　小島　喜史
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２８号
横浜市港北区下田町５丁目41番46号　第三久保寺ハイツ102号
債務者　国富　則人
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３２号
横浜市瀬谷区相沢４丁目26番地12　グリーンリーフ102
債務者　前　いずみ（旧姓柿崎）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部